### ◎土砂災害警戒区域等における土砂災

#### 害防止対策の推進に関する法律の一

#### 部を改正する法律

(平成二六年一一月一九日法律第一〇九号)

## 提案理由(委員会 / 八月二四日・衆議院国土交通)

であり、そのためには円滑に避難勧告等を発令し、土砂災害に 等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正 害に備え、国民の命を守るためには、このような課題に適切に 対する警戒避難体制を強化する必要があることが明らかになっ する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。 たところであります。今後もいつ発生するかわからない土砂災 においては、住民の避難が迅速かつ的確に行われることが重要 ○太田国務大臣 平成二十六年八月豪雨により広島市北部で発生した土砂災害 防災・減災対策を強化していくことが必要です。 ただいま議題となりました土砂災害警戒区域

> した次第です。 このような趣旨から、このたびこの法律案を提案することと

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

義務づけるとともに、国土交通大臣は、当該基礎調査が法令の 第一に、都道府県に対し、基礎調査の結果を公表することを

べき措置の内容を示して是正の要求を行うこととしておりま 規定に違反し、または科学的知見に基づかない場合には、講ず

に必要な措置を講じなければならないこととしております。 報を関係市町村長に通知するとともに、一般に周知させるため れるときは、避難勧告等の判断に資するため、土砂災害警戒情 第三に、土砂災害警戒区域の指定があったときは、当該区域 第二に、都道府県知事は、土砂災害の急迫した危険が予想さ

としております。 円滑に行われるよう、都道府県及び市町村に対し、必要な助言、 情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならないこと 第四に、国土交通大臣は、この法律に基づく事務が適正かつ に関する事項等を定めることとしております。

ごとに、市町村地域防災計画において、避難場所及び避難経路

法律 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する 行うこととしております。

そのほか、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を

Ŧi.

以上が、この法律案を提案する理由であります

くお願い申し上げます。 この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろし

# 二、衆議院国土交通委員長報告(平成二六年一一月四日)

て、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し ○今村雅弘君 ただいま議題となりました法律案につきまし

必要な措置を講じようとするもので、その主な内容は、 本案は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するために

規定に違反している等の場合には、講ずべき措置の内容を示し 義務づけるとともに、国土交通大臣は、当該基礎調査が法令の 第一に、都道府県に対し、基礎調査の結果を公表することを

て是正の要求を行うこと、

報を関係市町村長に通知するとともに、一般に周知させるため れるときは、 に必要な措置を講じなければならないこと、 第二に、都道府県知事は、土砂災害の急迫した危険が予想さ 避難勧告等の判断に資するため、土砂災害警戒情

> 疑が行われた後、本委員会に付託されました。 本案は、去る十月二十三日の本会議において趣旨説明及び質

案理由の説明を聴取し、二十九日質疑に入り、三十一日、質疑 本委員会におきまして、翌二十四日太田国土交通大臣から提

ら二会派共同提案による修正案が提出され、趣旨説明を聴取し 終了後、本案に対し、民主党・無所属クラブ及びみんなの党か

た後、採決の結果、修正案は賛成少数で否決され、本案は全会 致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であ

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

ります。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二六年一○月三一日) 政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その

運用について遺漏なきを期すべきである。

すること。 府県における基礎調査の実施目標や進捗状況を把握し、公表 大きい現状を踏まえ、早期に基礎調査が完了するよう、都道 基礎調査の実施については、都道府県における取組に差が

二 基礎調査の結果公表については、地域の住民が、自ら居住 する地域の現状について容易に理解できる内容を、

などであります。

な助言等の援助を行うよう努めなければならないこと

第三に、国土交通大臣は、都道府県及び市町村に対し、必要

果についての適確な説明がなされるよう必要な対応を行うこ定者及び賃貸を希望する者に対し、公表された基礎調査の結い形で行うとともに、調査対象区域内の土地、家屋の購入予ページ、掲示板、回覧板、地方公共団体の広報等伝わりやす

区域の指定が確実に行われるよう、必要な措置を講じるこ三 都道府県において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒

四 基礎調査及び土砂災害警戒区域等の指定が進まない原因に 基礎調査及び土砂災害警戒区域等の指定が進まない原因に

努めること。な考え方を示したガイドラインをできるだけ早期に示すような考え方を示したガイドラインをできるだけ早期に示すよう、移転勧告の基本的型、移転勧告制度が適切に運用されるよう、移転勧告の基本的

ものであります。

六 土砂災害警戒情報の関係市町村長への通知及び一般への周

て この法律に基づく都道府県及び市町村が行う事務が適正かこと。 雨量等きめ細かな情報の提供も行われるよう、十分配慮する知については、都道府県が気象庁と連携して行うとともに、

います。

法律 上砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正するつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援 案どおり可決すべきものとこの法律に基づく都道府県及び市町村が行う事務が適正か 質疑を終局し、採決の結

育成、能力向上に努めること。助を行うために必要な情報の収集や土砂災害に関する人材の

#### 三、参議院国土交通委員長報告

国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げま○広田一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、

(平成二六年一一月一二日)

域における警戒避難体制を整備する等の措置を講じようとする基礎調査の結果の公表を義務付けるとともに、土砂災害警戒区災害から国民の生命及び身体を保護するため、都道府県による

本法律案は、広島市などにおける土砂災害を教訓として土砂

て質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願特別警戒区域などにおける建築物の移転等に係る支援等につい情報の住民等への確実な周知と警戒避難体制の充実、土砂災害戒区域等の指定促進に向けた取組、土砂災害の危険性に関する委員会におきましては、基礎調査の早期完了及び土砂災害警

案どおり可決すべきものと決定をいたしました。質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二六年一一月一一日)

を講じ、その運用に万全を期すべきである。政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置

や進捗状況を定期的に把握し公表するとともに、おおむね五大きい現状を踏まえ、都道府県における基礎調査の実施目標一 基礎調査の実施については、都道府県における取組に差が

二 基礎調査の結果の公表については、地域の住民が、自ら居

年をめどに基礎調査が完了するよう努めること。

と。また、地域住民が相談し、助言を受けることができる体ページ、掲示板、回覧板、地方公共団体の広報等伝わりやすに形で行うとともに、調査対象区域内の土地、家屋の購入予定者及び賃貸を希望する者に対し、公表された基礎調査の結果についての適確な説明がなされるよう必要な対応を行うことができる内容を、ホーム住する地域の現状について容易に理解できる内容を、ホーム

に。 区域の指定が確実に行われるよう、必要な措置を講じるこ区域の指定が確実に行われるよう、必要な措置を講じるこ 都道府県において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒

八 この法律に基づく都道府県及び市町村が行う事務が適正か

つ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援

制の充実に向け必要な支援を行うこと。

のこれらの負担軽減のための支援措置を含め必要な方策を検人員と財源の不足が指摘されている現状を踏まえ、都道府県四 基礎調査及び土砂災害警戒区域等の指定が進まない原因に

な考え方を示したガイドラインをできるだけ早期に示すよう移転勧告制度が適切に運用されるよう、移転勧告の基本的

Ŧī.

討すること。

とともに、雨量等きめ細かな情報の提供も行われるよう、十災害の危険性に関する情報が住民等に確実に届くように行う知については、都道府県が気象庁及び市町村と連携して土砂

分配慮すること。

六 土砂災害警戒情報の関係市町村長への通知及び一般への周

努めること。

を対策が重点的に実施されるよう支援すること。 校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設や指定避難所等について、土砂災害の危険性の把握にる施設や指定避難所等について、土砂災害の危険性の把握にる施設や指定避難所等について、土砂災害の危険性の把握にる施設や指定避難所等について、土砂災害防止施設の設置など安勢め、地方公共団体において土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学七 市町村において土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学

右決議する。

助を行うために必要な情報の収集や土砂災害に関する人材の

九